

香川県報



号外 5

平成 17 年

3月29日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

条 例

- 香川県議会議員の報酬の特例に関する条例
- 香川県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例
- 香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

本号で公布された条例のあらまし

- ◇香川県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十七年香川県条例第四十号）
- 1 議員の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定するものである。
 - 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

- ◇香川県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十一号）

- 1 常任委員及び議会運営委員の任期満了前の選任について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

- ◇香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十二号）

- 1 非公開情報の例示に租税の賦課又は徴収に係る事務を加えるため所要の改正を行うこととした。

- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。
- ◇香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十三号）
- 1 議会を実施機関に加えるため所要の改正を行うこととした。
 - 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

条 例

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十号

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例

香川県議会議員の受ける報酬の月額は、平成十七年度においては、香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和五十九年香川県条例第十三号）第二条第一項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる報酬の月額については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十一号

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例

香川県議会委員会条例（昭和三十一年香川県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

- ただし、第六条第二項の規定により後任者が選任された常任委員の任期は、その選任の時までとする。
- 第三条第一項に次のたし書を加える。
- 4 第六条第二項の規定により選任された常任委員の任期は、その選任の時から起算する。
 - 第六条第一項中「又は委員」を「又は常任委員若しくは議会運営委員」に改める。
 - 第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
 - 2 前項の規定にかかわらず、常任委員又は議会運営委員の任期満了前二十日以内の議会においては、当該常任委員又は議会運営委員の後任者を選任することができる。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十二号

香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例

香川県議会情報公開条例（平成十二年香川県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号イ中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十三号

香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「知事」の下に「議会」を加え、同条第五項中「実施機関の職員」の下に「

議会にあっては、議会の事務局の職員に限る。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「行政文書（

を「行政文書等（に、「行政文書を」を「行政文書を」を「行政文書又は香川県議会情報公開条例（平成十二年香川

県条例第七十九号）第二条に規定する公文書を」に改める。

第六条第七項第六号中「実施機関」の下に「（議会にあっては、議長。第四項第二号、第九条、第

十二条（第三項を除く。）、第三節（第十四条及び第十六条第八号を除く。）、第四節（第二十八

条第一項を除く。）、第五節（第三十六條第一項及び第三十八條を除く。）並びに第四十六條第一項に

おいて同じ。）」を加える。

第七条第二項中「実施機関」の下に「（議会にあっては、議長。第七号において同じ。）」を加

える。

第八条中「実施機関は」を「実施機関（議会にあっては、議長）は」に改める。

第十条中「職員又は」の下に「実施機関の」を加える。

第十一条第一項中「実施機関は」を「実施機関（議会にあっては、議長）は」に改める。

第十二条第一項及び第十五条第一項第二号中「行政文書」を「行政文書等」に改める。

第十六条第八号中「実施機関」の下に「（議会を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

九 議会の会派又は議員の活動に関する情報であつて、開示することにより、当該活動に支障を及

ぼすおそれがあるもの

第二十八條、第四十四條及び第四十五條第一項中「実施機関は」を「実施機関（議会にあっては、

議長）は」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

（議会についての審議会への諮問等の特則）

第六十条の二 議会については、第六條第二項第六号及び第四項第二号並びに第七條第二項第七号（

これらの規定中香川県個人情報保護審議会に係る部分に限る。）、第四十二條、第四十五條第二項

並びに第四章の規定は、適用しない。ただし、議長が別に定めるところにより必要な措置を講ずる

ものとする。

第六十一条中「状況」の下に「（議会におけるものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 議長は、毎年一回、議会における個人情報保護に関する状況を発表するものとする。

平成十七年三月二十九日印刷発行

印刷発行所 香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)

第六十二条中「**あっては実施機関**」の下に「**(議案にあっては、議長)**」を加える。
附 則
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています